

第1回青森地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和7年7月15日（火）午前10時～午前11時

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委員】	公益委員	飛鳥委員	石岡委員	渋田委員	森宏之委員	
	労働者委員	秋田谷委員	相馬委員	中野委員	野坂委員	保土澤委員
	使用者委員	小山内委員	小山田委員	菅委員	藤井委員	松山委員
【事務局】	角井労働局長	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原補佐	村山賃金係長	

4 開会

（事務局 室長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第1回青森地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は、第57期委員による1回目の開催であるため、会長、会長代理が選任されるまでの間、事務局で司会進行を務めさせていただきます。

本日の委員の出欠状況ですが、森理恵委員が都合により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条により、委員の3分の2以上または労働者、使用者、公益委員の各3分の1以上の出席という議決要件を満たしておりますので、その旨御報告いたします。また、保土澤委員におかれましては、所用により途中で退席となりますので、合わせて御報告いたします。

また、本日の審議会は、青森地方最低賃金審議会運営規則第6条の規定により、公開としたため、傍聴人の募集・公示を行ったところ、8名の方から傍聴申し込みがなされ、本日傍聴されていることを報告します。

（事務局 賃金室長）

皆様おはようございます。4月から賃金室長をさせていただいております吉田でございます。

57期委員による最初の審議会ですので、始めに委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきたいと思っております。始めに、公益委員でございます。向かいまして、左から飛鳥委員でございます。

（飛鳥委員）

飛鳥でございます。よろしくお願いいたします。

（事務局 室長）

石岡委員でございます。

（石岡委員）

石岡です。よろしくお願いいたします。

（事務局 賃金室長）

森宏之委員でございます。

(森宏之委員)

森でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

渋田委員でございます。

(渋田委員)

渋田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 室長)

続きまして、労働者代表委員でございます。こちら公益委員側から、秋田谷委員でございます。

(秋田谷委員)

秋田谷です。よろしくお願いいたします。

(事務局 室長)

中野委員でございます。

(中野委員)

中野でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

野坂委員でございます。

(野坂委員)

野坂でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

相馬委員でございます。

(相馬委員)

相馬でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

保土澤委員でございます。

(保土澤委員)

保土澤でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

続きまして、使用者代表委員でございます。小山田委員でございます。

(小山田委員)

小山田でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

(事務局 賃金室長)
菅委員でございます。

(菅委員)
菅です。よろしくお願ひします。

(事務局 賃金室長)
藤井委員でございます。

(藤井委員)
藤井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)
小山内委員でございます。

(小山内委員)
小山内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)
松山委員でございます。

(松山委員)
松山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)
審議会委員の辞令につきましては、誠に失礼ながら、机上に置かせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
ここで、今期から新たに就任されました、公益代表委員の渋谷委員と、使用者代表委員の松山委員から一言ご挨拶をお願いいたします。渋谷委員お願ひします。

(渋谷委員)
弘前大学で労働法を担当しております渋谷です。今期からどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)
松山委員お願ひします。

(松山 委員)
三八五流通人事部の松山でございます。今期からどうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)
次に事務局を紹介いたします。角井局長でございます。

(事務局 労働局長)

角井と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局 室長)

上野労働基準部長でございます。

(事務局 労働基準部長)

上野でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

篠原賃金室長補佐でございます。

(事務局 室長補佐)

篠原です。よろしくお願いいたします。

(事務局 室長)

村山賃金係長でございます。

(事務局 賃金係長)

村山でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 室長)

事務局一同、審議会の円滑な運営を心がけて参りますので、皆様よろしくお願いいたします。それでは、最初に、角井青森労働局長よりご挨拶を申し上げます。

(事務局 角井労働局長)

改めまして、青森労働局長の角井と申します。よろしくお願いいたします。青森地方最低賃金審議会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は第57期青森地方最低賃金審議会委員による最初の審議会となります。これからどうぞよろしくお願いいたします。

始めに、経済雇用状況について少し見ますと、青森県の雇用情勢につきましては、令和7年5月の有効求人倍率、これが1.07倍と前月と同水準となりました。引き続き1倍を超える状況ではあるのですが、業種によりばらつきはあるものの、人手不足感は続いているというような状況となっております。

続きまして、我が国の経済状況を見ますと、今年6月の月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感が見られるとされております。県内につきましては、6月20日に日本銀行青森支店が発表いたしました、県内金融経済状況によりますと、県内の状況、景気は一部に弱い動きが見られるが、緩やかに回復しているとされております。

こうした状況の中、政府は最低賃金におきまして、新しい資本主義のグランドデザインに及び、実行計画2025改訂版の中で、最低賃金につきましては、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業、小規模事業所の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円

という、高い目標の達成に向けたゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施するとされております。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や、各都道府県の賃上げの環境も踏まえ、法定三要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論をいただくとされたところでございます。また、経済財政運営と改革の基本方針2025、いわゆる骨太の方針においても、同趣旨の内容が盛り込まれました。

私ども事務局では、委員の皆様のご要望を適切にお応えし、円滑に審議が進むよう努力させていただきますので、委員の皆様におかれましては、最低賃金法に定められました地域別最低賃金の原則や、本県における経済、雇用状況の等を総合的な観点からの活発なご審議をお願いいたしまして、諮問の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

議題に入ります。始めに、本審議会の会長及び会長代理の選出を行います。最低賃金法第24条の規定により、会長及び会長代理は、公益委員の内から委員が選挙するということになっておりますが、いかがでしょうか。はい、飛鳥委員をお願いします。

(飛鳥委員)

会長に石岡委員、会長代理に森宏之委員をお願いしたいと思いますが。

(事務局 賃金室長)

ただ今、会長に石岡委員、会長代理に森宏之委員の御意見がございました。ご検討くださるようお願いいたします。いかがでございましょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局 賃金室長)

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、選出されたものとして確認をさせていただきます。それでは、会長を石岡委員、会長代理を森宏之委員をお願いいたします。それでは、石岡会長から就任のご挨拶を簡単をお願いいたします。

(石岡会長)

石岡でございます。ご推薦いただきましたので、会長の職務を務めさせていただきたいと思っております。最低賃金をめぐる動きは、昨今また大きなものがございまして、皆様も大変注目されるところとなっております。この審議会の議論も非常にシビアなものになるかと思っておりますけれども、皆さんの知恵を絞って、真摯な議論の中で妥当な着地点を見出すという努力をしていきたいと思っております。どうぞご協力をお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

ありがとうございました。続きまして、森宏之会長代理よりご挨拶を頂戴いたします。

(森宏之会長代理)

会長代理に推挙されました、森でございます。今年度は、現在参議院議員選挙も行われておりま

して、皆様の各政党、マスコミ、あるいは皆様の賃金に関する御関心も大変高まっております。

最低賃金を審議する仕事に関しては、一層責任感を感じておるところでございます。各委員皆様と、誠実に向き合って一生懸命審議の進めることに努めたいと思いますので、どうぞ皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

ありがとうございました。

それでは、以降の議事進行は石岡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

はい、それでは議題の(2)の「青森県最低賃金の改正決定に関する諮問について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局 室長)

始めに、角井局長から石岡会長に対しまして、青森県最低賃金の改正決定に関する諮問を行わせていただきます。

(局長、石岡会長が中央に移動し、局長から石岡会長に諮問文を手交)

(事務局 労働局長)

最低賃金の改正決定について。最低賃金法第12条の規定に基づく、青森県最低賃金の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025」、及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配慮した、貴会の調査・審議をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは、事務局の方から諮問文の趣旨及び配付資料の説明をさせていただきたいと思っております。着座で説明させていただきます。

(事務局が、各委員に対し諮問文の写しを配付)

始めに、諮問文、改正諮問について説明いたします。

今年の諮問文につきましては、6月13日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」に配慮いただき、調査審議をお願いするとしたものでございます。

資料の中に厚めの方、別冊資料の方、「第1回目安に関する諮問委員会」の資料でございますけれども、こちら表紙を御覧ください。

資料一覧とありますが、資料No.2にグランドデザイン、また資料No.3に骨太についての関係部分がございます。この資料、左下に通しのページを振っておりますけれども、こちらの64ページが「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」でございます。

65ページの中段のところ、ローマ数字でⅡとして、「中小企業、小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進」がございます。始めに賃上げこそが成長戦略の要であると記載されております。

局長挨拶にもございましたが、ここの6段落目のところに「また」ということで、最低賃金につ

いては適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業、小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で重点実施するというふうに記載がございます。

今度は87ページですね。通しページの87ページを御覧いただきたいんですが、ここに下のところに5として、最低賃金の引き上げ状況がございます。

最初の4行は、先ほどと同様でございます。その後に政府の中小企業支援策がございまして、次の88ページの一番最後のところですね。ここにつきましては、地方最低賃金審議会においてこれらの政府全体の取組や、各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、統計三要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう議論をいただくとあります。

地域別最低賃金の最高額に対する、最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るというふうにされているところでございます。

次にこの資料の、資料3、90ページになりますけれども、90ページからは、「骨太」の方針。「経済財政運営と改革の基本方針2025」がございまして。

これにおいても、同様の記載がございまして、ページでいきますと、93ページの12行目からの部分でございますので、後ほど御覧いただければというふうに思います。

中央の最低賃金審議会におきましても、こうした政府方針を確認した中で、7月11日先週の金曜日ですね。に、令和7年度の目安についての審議がスタートをしております。

別添といたしまして、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会宛の諮問文も、参考に付けさせていただきます。

なお、最低賃金は、地方最低賃金審議会におきまして中央最低賃金審議会から示される目安を参考としつつ、最賃決定の三原則であります「労働者の生計費」、「労働者の賃金」、「企業の賃金支払い能力」これを総合的に考慮したうえで調査審議いただき、その意見を尊重して労働局長が決定するということになってございます。

青森県における低賃金労働者の実態等を把握するため、現在事務局におきまして最低賃金に関する基礎調査をはじめ、各種統計資料の作成を行っているところでございます。

これらの具体的な資料につきましては、目安を伝達する第2回審議会、あるいはその後の専門部会においてお示しすることになります。

以上が諮問に関する説明でございます。

続きまして、配付の資料について御説明いたします。

資料につきましては、まず会議次第が付いております資料を御覧いただきたいと思っております。

1ページ目が審議会の委員の名簿でございます。

2ページ目には、青森県の春季賃上げ妥結状況を付けてございます。連合青森の集計では4.49%、青森県経営者協会の集計では、3.67%の賃上げ率となっております。

次の資料3には、6月20日に日銀青森支店から公表されました、県内金融経済概況を付けてございます。

先ほど局長挨拶でも触れさせていただいておりますけれども、全体感といたしましては、「県内の景気は一部に弱い動きも見られるが、緩やかに回復している」という判断がなされているところでございます。

7ページの資料4でございますが、こちらには青森労働局発表の5月の雇用情勢を付けております。雇用情勢判断といたしましては、「求人が求職を上回っている状況にあるが、横ばいで推移している。引き続き物価上昇等が雇用に与える影響に留意必要がある」とされております。

有効求人倍率は、1.07倍で、前月と同水準ということでございます。

続きまして、先ほども御覧いただきました別冊の資料の「目安小委員会」の方の資料をご準備い

ただきたいと思えます。

資料No.1には「主要統計資料」がございます。3ページからの資料の表題を御覧いただきますと、1といたしまして「全国統計資料編」、2としまして「都道府県統計資料編」、そして3が「業務統計資料編」となっております。

全国の数字は、ちょっと省略させていただきまして、2の「都道府県統計資料編」、これページでいきますと39ページからになりますけれども、こちらを御覧いただきますと目安ランクごとの各種の指標がございます。

「県民所得」、「標準生計費」、「高卒初任給」、あるいは「賃金」、「消費者物価指数」、「パート求人の募集額」等について、都道府県別になっておりますので、青森県の位置付けも見ることもできるかというふうに思えます。

説明は省略いたしますので、後ほど御覧いただければと思えます。

また55ページに飛んでいただきまして、ここに「業務統計資料編」がございます。

1枚めくりますと、56ページに「昨年度の地域別最低賃金の審議決定状況」というのがございます。各ランクにこうなっておりますけれども、青森県が属するCランクは決定採決状況としては一番使側反対のケースが多かったということになっております。

57ページは、「目安と改定額の関係の推移」ということで、ここプラス、プラス1とかプラス2がございますが、これが目安額よりいくらか高く決定されたかという数字でございます。

昨年は御存知の通り、徳島県が非常に目安プラス34円という非常に高い数字で結審しているということがございます。

次の58ページは、「効力発生年月日の推移」ということでございます。Aランクはだいたい10月1日の発効が多いわけですがけれども、BランクあるいはCランクについてはちょっと遅めの発効になっている傾向がございます。

1ページ飛ばしまして、60ページでございます。ここは「最低賃金の最高額と最低額及び格差の推移」がございます。一番下に格差の率が載っております。

2015年度は、最高額に対する最低額の比率が、76.4%だったんですけれども、昨年度は、81.8%と、率で見ますと格差は縮まっているということです。ただ、金額で見ますと2015年東京907円で、一番最低が鳥取等の693円で、214円差だったんですけれども。昨年は東京の1,163円から秋田の951円引くと212円ということ、金額とすれば2円の減少と言うんですかね、格差の縮小に留まっているということになります。

この資料2、3につきましては、先ほど諮問文の際に説明しましたので省略いたします。

96ページ、資料4になります。こちらが「足下の経済状況等に関する補足資料」でございます。

97ページは局長挨拶にもございました、内閣府が発表する「月例経済報告」でございます。毎月出ておりますけれども、一番下に6月の判断が載っております。

98ページ、99ページは、これは「全国の春季賃上げ妥結状況」になります。98ページ7月3日公表連合の集計では、全体で5.25%、中小では4.65%の賃上げ率。

次の99ページ、経団連の第1回集計では、大手企業で5.38%、中小企業で4.35%の賃上げ率ということがございます。

次の100ページは、「雇用人員判断DI」でございます。

近年はマイナスが続いている。過剰から不足を引いた数字なんで、マイナスということは不足の方が多いいということになるわけですね。人手不足感が高まっている状況が続いているということがございます。

次の101ページは、これは各国、主要各国の賃金の平均値、中央値に占める最低賃金の割合ということがございます。平均値、中央値いずれで見ても、イギリス、ドイツ、フランス、韓国より

も低い水準となっているとされています。

少し飛ばしまして、107ページでございます。107ページは「売上高、経常利益率の推移」でございます。コロナで1回、2020年に大きく低下したわけですが、その後は四半期ごと変動はあるものの改善傾向で推移しており、直近では横ばいであるという判断になってございます。

109ページ、これは「日銀短観の業況判断DI」でございますけれども、こちらもコロナの影響で2020年前半大きく低下したが、その後は改善傾向で推移し、直近では横ばいということでございます。

110ページからは、これは物価に関する数値がかなり色々並んでおりますけれども、皆さん肌感でも当然御存知の通り、物価に関しては概ね上昇ということでございます。

少し飛ばしまして、122ページでございます。

こちらは「倒産件数の推移」でございます。2024年は増加をしているということでございます。倒産原因については、その後に色々書いてありますので後で御覧いただければというふうに思います。

126ページからですが、これは去年の最賃引き上げ後の状況。2024年度全国加重平均51円引き上げ後の状況ということの資料でございます。

127ページは、影響率の資料でございます。ブルーの折れ線グラフが基礎調査を元にしたもの。下のオレンジのグラフについては、賃金構造基本統計調査のものということでございます。

基礎調査については、調査の対象の業種規模がかなり絞られているということ、割と最低賃金近傍の労働者を対象にした調査ということなので、こちらの方の影響率が今高くなっているということです。ただ、どちらにいたしましても、どちらの調査にしても、去年の影響率っていうのは過去それぞれ最高ということでございます。これは当然賃金の上昇額が高くなると、それだけ影響率が高いということでございます。

さらに失業率、有効求人倍率が次にございますが、これはいずれも横ばいあるいは前年と同様の動きということになっております。

139ページからは、「中小企業への支援経済対策、エネルギー価格対策等」でございます。

ちょっと飛ばしまして、143ページ。

最低賃金と一番直結した業務改善助成金でございますけれども、これの執行状況でございます。過去3年付いておりますけれども、件数あるいは金額とも大幅に増えているという状況でございます。多く利用いただいているということでございます。

次のページは都道府県別になっておりますけれども、青森県の執行状況を見ても2022年度は62件だったものが、それから169件、昨年度は248件執行状況ということで、青森県においても利用が増えているということでございます。

156ページでございますけれども、これが「価格交渉促進月間のフォローアップ調査結果」でございます。

158ページに状況がございまして、この矢印のところですね。発注企業からの申し出は浸透しつつあるものの、引き続き受注企業の意に反して交渉が行われなかったものが約1割、協議に応じない、一方的な価格決定の基準を盛り込んだ中小受託取引適正化法の周知を含め、価格交渉、転嫁のさらなる機運醸成が重要だということになってございます。さらなる機運醸成が重要というふうにされているということでございます。

少し飛ばしいただきまして、資料No.5で、ページでいきますと180ページでございます。

こちらが本省中央最低賃金審議会の「目安小委員会」の今後の予定の案がございまして。7月29日に、第4回の目安小委員会が予定されているということです。この以降はまだ未定ということで

すけれども。令和2年から昨年まではこの4回では決着がつかずに、この後第5回の目安小委員会があって、その後に目安額が答申されるということで、今年も29日から数日後に目安が出るのかなということでございます。

181ページからでございますが、これは最低賃金に関する調査研究ということで2つ。182ページは労働政策研究研修機構の最低賃金の引き上げと企業行動に関する調査でございます。

196ページからは株式会社ナビットが実施いたしました、最低賃金の引き上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態調査のための調査の概要というふうになってございます。時間の都合上説明は省略させていただきます。

以上が諮問及び配付資料に係る説明でございます。よろしくお願いいたします。

(石岡会長)

諮問文についての説明、それから配付資料について説明していただきましたけれども、何か質問等はございませんか。

(小山田委員)

はい。

(石岡会長)

どうぞ。

(小山田委員)

ご丁寧な説明ありがとうございました。ただ今説明、最後にいただいた資料の127ページ、影響率でございますけれども、これ説明いただいたのはこれ全国の数字でしょうか。

(事務局 室長)

全国のものです。

(小山田委員)

データだと思いますけども、ちなみに青森県の数字は、手元の資料で何かこれに見合う数字はございますでしょうか。

(事務局 室長)

青森は、昨年は、基礎調査の影響率が30.6%でございます。

(小山田委員)

30.6%ですか。

(事務局 賃金室長)

はい。

(小山田委員)

ありがとうございます。皆様ご存知の通り、青森県は小規模な事業者が多く、そういう中で最賃に相当厚い層ができていっているというのは、皆様ご承知の通りだと思いますので。そういう意味では

最賃がどういうふうになっていくのかということ、大きく働かれると賃金直接影響するという。特に青森県の場合はそういう状況にあるということでございます。

当初の説明にございましたように、政府の経済政策と法律に基づく、最賃に基づく三要素、このバランスの中で上手い着地点をとというふうなところの御説明、角井局長さん、それから石岡会長さんからもそういう趣旨のお話あったかと思えますけれども、ぜひ皆さんそういうことを共有しながら、最低賃金の審議が経済政策の手段となる。これはもう当然必要なことでありますけれども、その結果として最賃に係る審議が、議論が制約を受けることなく、活発な意見交換をして、良い結果に出すというところを目指すということについて、ぜひ皆さんと認識を共有して、地方審議会が結果的に制約を受けて形骸化するというふうなことがないように、これは皆さんフォローし、共通した認識として持ってもらえるかなと思いましたので、影響率というところの青森県の状況も含めて、お聞きし、今後の議論をお願いしたいなということでございます。以上です。

(石岡会長)

ありがとうございました。他にはご意見、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは次へ、議題3に入りたいと思えますけれども、「最低賃金専門部会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

専門部会の設置について説明いたします。会議次第が付いております、資料の43ページの一番最後の1枚の表面ということになります。法条文等の資料でございます。

最低賃金法第25条第2項の規定によりまして、「最低賃金審議会は最低賃金の決定またはその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」とされております。

従いまして、今年度も専門部会を設置し、審議をしていただくということになります。

専門部会の委員の選任につきましては、本審議会委員の任命手続きに準拠して行うということになります。

労働者代表委員及び使用者代表委員として、それぞれ3名の候補者を推薦していただくこととなりますので、労使各側におかれましては、ご準備のほどをよろしくお願いしたいと思います。

専門部会の委員の推薦公示期間ですが、この審議会が終わりましたら、下の掲示板に掲示いたしますけれども、本日7月15日から7月23日までの非常に期間が短いわけですが、この通りとさせていただきます。

本日公示後に、公示のお知らせにつきましては、各関係団体に送付することとしております。

この期間中に推薦がありました方の中から、専門部会委員を決定し、その後に第1回の専門部会で正式に組織として設置するということになります。

また、専門部会の廃止につきましては、資料一番最後の44ページになりますけれども、審議会令の6条7項によりまして、その任務を終了したときには審議会の議決によりこれを廃止するとありますので、本日の審議会において任務を終了したときには廃止する旨の議決も必要となります。

なお、専門部会の公益代表委員につきましては、石岡委員、森宏之委員、今日欠席しておりますけれども森理恵委員にお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この3名の委員につきましては、内諾書の提出をお願いする文書を、本日中を目途に、メールでそれぞれ送らせていただきますので、日付とお名前を記入の上、返送していただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

また、専門部会委員の推薦公示と合わせまして、最低賃金法第25条5項に基づく、調査審議に

関する労使関係の意見聴取の公示も行うこととしております。公示期間につきましては、本日7月15日から同様に7月23日までの間としております。この公示期間内に意見書の提出があった場合につきましては、第1回目の専門部会において、希望があれば文書の提出に加えて意見の聴取に来ていただいて意見を述べていただくということも考えてございます。

以上が専門部会の設置についての説明でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見ございませんか。

よろしいですかね。毎年このような形でやっておりますので。それから今御説明にもありましたけれども、任務が終了次第専門部会を廃止するというので、これもよろしいですね。

それでは設置される専門部会につきましては、任務を終了したときに廃止をするということにいたします。それから、次は議題の(4)ですが、「地方最低賃金審議会令第6条5項の適用」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

はい。説明いたします。先ほどの資料、最後の44ページの最低賃金審議会令第6条5項の条文を御覧になっていただきたいと思えます。「審議会ですべて議決しておくことによって、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」という規定でございます。

なお、この規定の運用につきましては、専門部会において全会一致とならなかった議決については、本審でさらなる審議を行う余地もあることから、原則として専門部会の決議が全会一致で行われる場合に限るべきというふうにされておりますことを、申し添えさせていただきます。

こちらの規定を適用するかどうかということ、御審議いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(石岡会長)

今の御説明の通りなんです。この6条5項、これまでは本県では適用しないということで長年やってきております。専門部会で決めたとしても、もう一度さらに本審議会を持って議決をするというやり方をしておりますが、そのようなやり方でよろしいでしょうか。

(各委員)

はい。

(石岡会長)

それではこれまで通り、専門部会の決議を本審議会に報告し、議決を求めるということにしたいと思います。

それから議題の(5)の「本年度の青森地方最低賃金審議会の開催予定」について、日程ですね。事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

資料No.の5の24ページでございますが、「令和7年度青森地方最低賃金審議会開催日程案」を御覧ください。この案につきましては、以前に委員の皆様を送らせていただいたものと日時は変わっておりません。

事務局案の作成にあたりましては、早期発効を念頭に置きながら、委員の皆様から提出いただいた日程確認表を元に、最大人数の委員が出席可能な日、あるいは時間を優先して、作成しております。

す。

従いまして、どうしても全員出席できないという場合もございます。ご都合が悪い日に設定されている委員もいらっしゃると思いますが、何卒御了解いただきたいと思います。

実際の欠席については、後日またそれぞれ開催案内を出したときに御連絡いただければと思います。だめだったけれども出られるようになった場合もありますし、逆、あのときは良かったけれども、予定が入ってますっていう場合もあるかと思っておりますので、それは随時お知らせいただければというふうに思います。

まず事務局案について、上から順次説明をさせていただきます。

専門部会委員の推薦、意見公示の公示期間を先ほど御説明いたしましたが、本日7月15日から23日までといたしております。

その後に委員の決定の手続きであったり、開催の手続きをして、第1回の専門部会、これは組織会、あるいは関係労使の意見聴取になりますけれども、こちらを7月29日の火曜日に設定をいたしました。

中央最賃審議会の中賃の今後の開催状況は、先ほど御覧いただいた通り、目安小委員会の資料によりますと、29日の第4回まで決まっているということで、はっきりはしないんですけども、7月下旬ぐらいになんとか目安が答申されるのかなということで、これを受けまして当局では8月4日の第2回本審において、目安の伝達を予定しているということです。

また、目安答申が後ろにずれ込んだ場合に備えまして、8月5日を予備日とさせていただきます。

実際にこの第2回本審を4日にするか、5日にするかにつきまして、どこかの時点で決めなくちゃいけないということですが、8月2日、3日が土日なので、なかなかここでメールしても見れないよって方もいらっしゃるかと思うので、なんとか1日の夕方までにはお知らせしたいというふうに考えております。

1日の午前ぐらいに中賃の目安が出れば、4日に開催で行きたいなと思っております。1日の夕方だとまだいつ結着するかわかんないということになれば、5日の開催でお願いすることになるのかなというふうに思います。

なお、こちらの予定表で書いてある、中賃のこちらの推定の7月31日に目安が出た場合には、これはもう4日で確定ということになりますので、この場合には31日に例えば夜中に出ても、遅くとも1日の朝までには皆様にメールでお知らせ、「4日になりました」というメールを送信させていただきたいというふうに思っております。

その後、専門部会における金額審議を8月6、7、8と配置しております。午前中に入れさせていただいており、10時から正午までの予定とさせていただきます。

また予備としたしまして、12日の午前にも専門部会を配置しまして、この8日とか12日の午前に結審した場合につきましては、12日の午後に本審を開催して、答申をいただくという日程案にしております。

先ほど審議会令6条5項は適用しないってことにされましたので、専門部会の決議が全会一致か採決かに関わらず、決議の結果を本審に報告し、ここで議決をいただく日程というふうになります。

なおこの8月12日に答申がいただいたという場合には、その後、異議の申し出がございます。この異議の申し出の締め切りが8月27日水曜日になりますので、異議がありましたら8月28日木曜日に、異議申し出に係る審議会を開催して、諮問を行って、同日答申をいただいて、この場合官報公示が9月8日になりまして、その官報公示から30日を経た10月8日が最短の効力発生日ということでございます。

加えまして、第5回の専門部会、8月12日の午前においても、まだ十分な審議がつくされていないと判断された場合に備えまして、第6回の専門部会を配置する日程案も用意させていただきました。お盆明けになりますけれども、8月21日の午前第6回専門部会を配置し、同日の午後に遅くともここまでに審議を終えていただいて、本審を開催して、答申をいただきたいというものでございます。

この場合は異議の申し出期間15日ですけれども、これの締め切りが9月5日金曜日になりまして、翌開庁日であります9月8日月曜日に異議申し立てに係る審議会を開催し、諮問行い、答申をいただいて、官報公示が9月18日で、発効日は10月18日ということになります。

今後の審議日程についての事務局案は以上となります。審議会としての御審議、決定をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(石岡会長)

はい、ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か質問やご意見はありませんか。

これまではお盆前には結論を出して、議決をしてきたところなんですけれども。たしかにちょっと今回暦の日程等もあって、12日で決めることができるかどうかはちょっと不透明な部分もあり、そういうふうなことでお盆明け、21日に一応専門部会の予備日も設けたということでございます。

昨今の情勢を鑑みますと、あまり早い発効にこだわることもないのかなど。全国の状況を見ても昨年もかなり遅い議決をしている地域もたくさんあったものですから。ということで、このような案を考えたわけですが、いかがでしょうか。特段御意見等ございませんか。

(各委員)

はい。よろしいです。

(石岡会長)

よろしいでしょうか。それではこの日程で進めたいと思います。なお、2回本審については、先ほど室長からお話があった通り、目安が出るタイミングとの関係がありますので、4日になるか5日になるか、場合によってはちょっとギリギリまで御連絡が遅れる可能性もあるんですけど。そこはちょっとご解いただきたいと思います。それでは、一応事務局で確認をしていただきますかね。

(事務局 賃金室長)

はい。ただ今決定されました日程を確認させていただきます。まずこの後、7月29日に第1回の専門部会、8月の4日または5日に第2回の本審議会、8月6日の第2回の専門部会以降、金額審議を行っていただきまして、8月12日の第3回の本審・答申で10月8日の発効を目指すという協議の日程案になります。

また、8月12日に結審しない場合には、8月21日に専門部会と本審を開催するというようになります。この場合は、10月18日発効となります。

日程は以上なんですけど、なお答申をいただく第3回の本審では合わせて、特定最賃の必要性の有無に関する諮問がございます。3月の本審議会におきまして、産業別最低賃金が設定されている4業種とも、改正の申し出を行う意向がありましたことを確認しておりますので、申出書の提出については7月中にお願いしたいということでございます。以上確認させていただきます。

(石岡会長)

はい、ありがとうございました。それでは次は、議題の6ですね。「青森地方最低賃金審議会にお

ける議事公開の取扱い」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

資料につきましては、今の日程案の次の資料6、25ページでございます。これ昨年も説明させていただいておりますけれども、令和5年4月6日に中央最低賃金審議会で了解されました、「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」のポイントでございます。1の(3)議事の公開のところをご覧ください。

この全員協議会報告で中賃の目安小委員会の議事の公開について、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当とされたところでございます。

議事の公開に関しまして、青森地方最低賃金審議会運営規程及び専門部会の運営規定におきまして、会議は原則として公開するというところでございますが、但し書きに該当する場合には、非公開とすることができるものというふうにされております。この全員協議会報告を踏まえまして、昨年度の青森地方最低賃金審議会の本審は全て公開ということにしております。

また、専門部会につきましては、個別協議を行わない第1回及び第2回の専門部会の議事は公開とし、金額審議を行う第3回以降の専門部会につきましては、公労使三者が集まって議論を行う部分を公開とし、公労または公使の二者で議論を行う個別協議の部分については非公開というふうにしておりました。

よって、今年度の審議につきましても同様に同審議会におきましては、三者が行って議論を行う部分を公開とすること。また公労、または公使の二者で議論を行う個別協議の部分については非公開とすることについて、確認いただきたいということでございます。

なお、専門部会の取扱いについては、これは専門部会の部会長、まだ選任されておりませんが、部会長が決定することでございますので、別途専門部会で確認をさせていただきます。

説明は以上です、よろしく願いいたします。

(石岡会長)

ありがとうございます。ということでございまして、公労使三者が集まって議論を行う部分、これは公開すると。そして公労、あるいは公使で二者で議論をする個別協議の部分は非公開とするということでございますが、何か質問や御意見はありませんか。

よろしいでしょうかね。それではそういうふうな形で運用させていただきと思っております。

それから、今、室長からお話もありましたが、専門部会における取扱いは、また別途専門部会で確認をするということにしたいと思っております。

それから、議題の7番ですが「その他」ですね。事務局から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

最低賃金に関しまして、審議会あるいは当労働局あてになされた要請等につきまして、御報告をさせていただきます。

資料番号は7～9でございます。

26ページの資料7につきましては、3月12日にございました日本労働組合総連合会青森県連合会からの要請でございます。連合青森からの要請でございます。

これいくつか要請等もございますけれども、28ページの項目7についてここで最低賃金の取組についてということで、要請をいただいております。

細かい説明は省略をさせていただきます。

30ページから資料8でございまして、2つございます。

まず1つ目が6月9日にございました、全労連東北地方協議会、全労連北海道地方協議会、青森県労働組合総連合からの要請でございます。

さらに青森県労働組合総連合からは、7月8日にもこちらは審議会の改定審議に向けた要請ということで、7月8日に受けております。37ページからになります。要請項目は次の38ページに4つございます。こちらを受けてございます。

最後に資料9の42ページですが、こちらが審議会会長宛に送付されました6月27日付けの青森県弁護士会会長声明ということになります。

資料の説明は、以上になります。

さらに審議会の資料とは別に、委員の皆様には「令和7年度賃金室業務概況」、あるいは「令和7年度版の最低賃金決定要覧」、あと「委員説明資料」、こちらを机の上に置かせていただきました。必要に応じ、御活用いただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。以上でございます。

(石岡会長)

ありがとうございました。

今の点について皆さんから何かご質問やご意見等はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、全体にその他として何か委員の皆さんからお話しておきたいこと等はございませんか。特によろしいですか。

それでは、また、今年度これから最低賃金をめぐる審議、議論を始めていくことになります。

冒頭申し上げました通り、昨今どんどん最低賃金に関する注目が集まっているところですので、我々としてもこの審議会の責務を自覚しながら、真剣に議論に取り組んで、何とか適切な着地点を見出せるように努力したいというふうに思っております。

どうぞよろしく、ご協力をお願いいたします。

それでは本日の審議会これをもって終了したいと思います。どうもお疲れ様でした。

(各委員)

お疲れ様でした。

(事務局 室長補佐)

以上をもちまして、第1回青森地方最低賃金審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。